

ゆうせい共済



① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※必ず担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、
申請様式の取得にご利用ください。スマートフォン
対応

③ 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く〕

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

Contents

- 令和2年度 被扶養者資格確認の実施 2～3
- NEW!
健康ポータルサイト開設 4
- 被扶養者 任継限定
特定健診の受診者特典のお申込みはお早めに!... 5
- 特定保健指導を利用して健康になりましょう 5
- コナミスポーツとの法人契約終了に伴う
手続について 5
- 組合員証等の検認の実施 6
- 「医療費のお知らせ」を
11月下旬以降に送付します 6
- 年末調整等に必要な証明書を発行します
(みらい・住宅貸付) 7
- 「みらい」新規加入・口数変更・一時積増を
された皆さまへ 7
- 柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの
注意事項 8
- 標準報酬月額等の等級区分に
1等級が追加されます 8

広報誌ゆうせい共済第472号に誤植がございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

P8の上部表組内 【誤】配偶者、子、孫、祖父母、兄弟姉妹に限りです。 → 【正】配偶者、子、**父母**、孫、祖父母、兄弟姉妹に限りです。

日本郵政共済組合では、法令等に基づき、10月に被扶養者の資格確認を実施しますので、対象となる組合員の方は、期限までに必ず書類を提出してください。

※この資格確認は、8月までに実施された会社の扶養手当監査とは異なる手続きですので、ご注意ください。

実施スケジュール

9月下旬

10月上旬

10月23日

資格確認書類発送
(組合員自宅あて)

提出書類の準備

書類の提出

提出期限
10月23日

確認に必要な書類が提出されなかった場合

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第19条の規定に基づき、共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

Q:「資格確認」とはどのようなことをするの？

A: 共済組合の被扶養者として認定されて以降、引き続き被扶養者の要件を備えていることを提出いただいた書類により審査します。

審査の結果、要件を欠いていることが判明した場合は、認定取消の手続きをご案内します。

主に、次の内容を審査しています。

- ① 被扶養者の収入が基準額未満であること
確認書類 … 所得証明書、給与証明書 等
- ② 組合員により被扶養者の生計が維持されていること
確認書類 … 住民票の写し、別居の被扶養者へ送金している通帳の写し等

役所や被扶養者の勤務先から
取り寄せる書類もあるので
準備はお早めに!



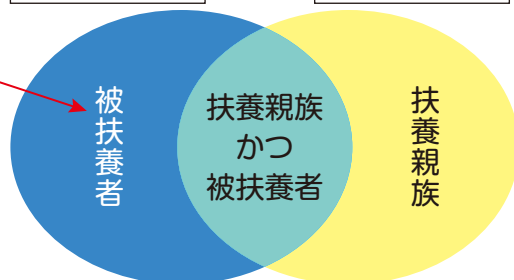
Q: 確認の対象者となる被扶養者は？

A: 令和2年9月1日現在、日本郵政共済組合の認定を受けている被扶養者の方が対象です。
ただし、扶養手当の支給対象の方は除きます。※

※各社の扶養手当と共済組合の被扶養者の認定要件は、ほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者の方については、資格確認の手続きを省略しています。

共済組合の制度

会社の手当制度



事前に ☒ チェックしてみましょう! (☒ が1ヶ所でも入った場合は、認定取消の手続が必要となります。)

- ☐ 被扶養者が就職した、または他の健康保険に加入した。
- ☐ パートやアルバイトで被扶養者の収入※1が増えることになった。
- ☐ 被扶養者の年金※2の受給が始まったため、収入※1が増えた。
または年金※2額が増額※1となった。
- ☐ 被扶養者が雇用保険の受給を※3始めた。
- ☐ 被扶養者が自営業を開始した。※4
- ☐ 別居中の被扶養者に生活費を
☐ 口座間送金※5していない。
- ☐ 日本国内に被扶養者の住所(住民票)がなくなった。※6
- ☐ 共同扶養者の収入が組合員の収入を上回った。

⇒共済組合では、「所得」ではなく「収入」で判定しますので、「収入」額に注意してください。

※1 収入限度額年額130万円。
(60歳以上の公的年金受給者、障害年金受給者は180万円)

※2 年金は、老齢・遺族・障害等の公的年金だけでなく、企業年金や個人年金も含まれます。

※3 日額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず、被扶養者になれません。

※4 共済組合で認められる必要経費は、売上原価、給料賃金、地代家賃のみです。

※5 被扶養者の収入額以上、最低でも毎月5万円以上の口座間送金が必要です。

※6 国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴い 令和2年4月1日から被扶養者の要件に日本国内に住所を有することが追加されました。



会社の扶養手当の支給対象(扶養親族)から外れると、共済組合の被扶養者の要件も欠くことが多くなります。その場合、共済組合への認定取消手続が必要です。

被扶養者資格のない家族の認定取消手続が遅れると…

認定資格要件から外れた時点までさかのぼって認定を取り消すことになるため、結果として、次のような不利益が生じる場合があります。

- 被扶養者証(保険証)を使用して医療機関を受診していた。後日、共済組合から認定取消日以降の高額な医療費の返還請求があった。
- 共済組合へ返還した医療費を新たに加入した健康保険組合等に請求したところ、時効(診療を受けた日の翌日から2年の間)により認められなかった。
- さかのぼって国民健康保険に加入したところ、保険料をまとめて納付することになり負担が大きくなった。

● 認定取消となる要件や手続方法の詳細はホームページをご覧ください。

[トップページ](#)

[よくある手続から探す](#)

[被扶養者が減った\(取消\)](#)



スマホ用
QRコード

〈被扶養者担当〉

健康生活を始めよう!!

2020年
10月
スタート!
(予定)

健康ポータル・マイリスクに参加しよう!



皆様の健康づくりを応援します!



健康ポータル

各種健康情報の発信を1つに集約したポータルサイト

健康情報や健診結果、健康レシピ、健康コラム等の情報を提供いたします。

健康記事の閲覧

専用サイトでは、健康レシピ・健康コラム等の健康に関する情報を閲覧できます。※情報は随時、更新されます。



コラム



レシピ

健診結果の閲覧



疾病リスクのある病気の情報や病気を予防・改善させる生活習慣のポイントが表示される為、参考に健康増進に役立ててください。

マイリスク

測定値（健診結果数値）から自分の生活・人生に与える『リスクの評価』へ

マイリスクは、健診結果数値から疾病リスク・死亡リスクといった誰でも避けたい健康リスクを予測し、利用者の健康に関する関心を高め、健康行動を促進するサービスです。

機能一例



リスク年齢



健康余命



入院リスク



同性同年齢比較

被扶養者
任継続定

特定健診の受診者特典のお申込みはお早めに!

- 特定健診を受診した方
- パート先等で健康診断を受けた方
- 人間ドックを受検した方

令和2年度受診結果の写しと
申込書(受診券に同封)を提出

特典にお申込みできます!
お申込みはお早めに!

申込期限 令和3年1月29日(金)

もれなくもらえる

日本郵政共済組合オリジナル
「健康情報冊子」



バッグの数量には限りがあります。

選んでもらえる

かんぽの宿
宿泊助成券



NEW 歯科セット



or

※レターパックプラスで発送します。
また、受領されずに返送となった場合、
再発送はいたしかねます。

詳しくは受診券に同封した「受診者特典のお知らせ」をご覧ください。

〈助成担当〉

特定保健指導を利用して健康になりましょう

令和2年度に特定健康診査を受診した方のうち、糖尿病や心疾患等の生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、特定保健指導を実施しています。

対象の方には「特定保健指導利用券」を送付していますので、この機会にぜひご利用ください。

- 実施機関はこちらから検索できます

[トップページ](#) ▶ [特定健康診査等実施機関](#)



スマホ用
QRコード

〈助成担当〉

コナミスポーツとの法人契約終了に伴う手続について

前号でもお知らせしたとおり、日本郵政グループ社員に提供される福利厚生サービス「Letter for Benefit」と重複するため、コナミスポーツ株式会社との法人契約は令和2年9月30日(水)で終了します。

引き続きコナミスポーツの利用をご希望される場合は、令和2年9月30日(水)までに、会員証の変更手続を行ってください。期限を過ぎると、改めて入会手続と会員証発行手数料が必要となりますので、ご注意ください。

法人契約終了に伴う主な変更点

1	料金プランの一部廃止	「たっぷり週3」プランがご利用できなくなります
2	回数券の利用制限	法人契約終了に伴い、変更手続前に購入した回数券が無効となります

変更手続には、福利厚生サービス「ベネフィットステーション」の会員証も必要となります。

問合せ先 変更手続：0570-000-573(コナミスポーツ情報ダイヤル)
福利厚生サービス：0800-222-6514

〈助成担当〉

組合員証等の検認の実施

組合員証等は、組合員とその被扶養者の方が医療機関等を受診するために必要なものです。国家公務員共済組合法等の法令に基づき、次の方を対象として共済組合から交付している組合員証等について所有されていることを確認させていただきます。

東京都以外の地域に勤務される方の検認は次年度以降に実施します

対象者

- 令和2年9月1日現在で資格を有する、次のいずれかに該当する方
- ① 東京都内の事業所等に勤務されている組合員とその被扶養者
 - ② 東京都内の事業所等を最後に退職された任意継続組合員とその被扶養者

実施スケジュール 及び 書類の提出方法

令和2年10月下旬以降、対象の組合員世帯へ「組合員証等の検認のご案内」を郵送します。「ご案内」に指定する期日までに、次のA・Bいずれかの方法で提出をお願いします。提出されない場合、当該組合員証等は無効となり、使用することができなくなります。

A

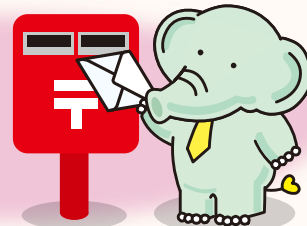
簡単だぞう

専用のWebアプリケーションで
組合員証等の画像を送信
※組合員証等とは次のものです。



B

同封の返信用封筒で
組合員証等の写しを郵送



- 組合員証（保険証）
 - 組合員被扶養者証（保険証）
- 以下の表示があるものを含みます
- 任意継続組合員 ● 任意継続組合員被扶養者
 - 高齢受給割合



（申請により交付している紙の証）

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証



P2～P3で掲載している被扶養者資格確認とは異なる施策です。

〈被扶養者担当〉

「医療費のお知らせ」を11月下旬以降に送付します

組合員及び被扶養者が受診された際の医療費等について、世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」を、11月下旬以降に組合員のご住所あてに圧着ハガキで郵送します。

目的	皆さまの受診に係る医療費の金額を認識いただくとともに、医療機関からの不正請求を抑止するために行ないます <u>身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください</u>
対象	<u>令和2年4月から5月</u> に保険医療機関等で受診した内訳 対象外の受診 ● 任意継続組合員世帯の受診 ● その他一部の医療機関等での受診 ● 組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診
掲載内容	① 受診者名 ② 受診年月 ③ 診療区分（入院・外来等の別） ④ 医療機関名 ⑤ 診療日数 ⑥ 医療費の総額（※1）
送付停止を希望される方	送付が不要または送付されることに不都合がある場合 ⇒ <u>令和2年9月30日（水）までに</u> コールセンターへお申し出ください
その他	● 医療費控除の添付書類としてのご利用はできません（※2） ● 「医療費のお知らせ」の再発行はできません

（※1） 自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した金額です。

（※2） 国家公務員共済組合連合会の実施要領に基づく掲載内容で発行するものであり、確定申告の際に必要な「実際に支払った医療費等の金額」の掲載がないためです。

〈給付担当〉

年末調整等に必要な証明書を発行します(みらい・住宅貸付)

今年度の証明書の発行スケジュールは下表のとおりです。

組合員のご住所あてに圧着ハガキで郵送します。

原則、再発行はできませんので、各種手続きを行うまでの間、大切に保管してください。

利用制度	証明書名称	発行対象者	発行時期
団体積立年金保険 「みらい」	生命保険料 控除証明書	令和2年8月末日現在の加入者	令和2年 10月上旬
一般住宅貸付 <u>弁済回数120回 (10年)以上に限る</u>	住宅取得資金に係る 借入金の 年末残高等証明書	<u>平成19年1月～平成20年12月</u> または <u>平成23年1月～令和2年8月</u> の間に、 貸付を受けた方(※1)	令和2年 10月上旬
		<u>令和2年9月～12月</u> の間に、貸付を受けた方 または <u>臨時弁済</u> をした方	令和3年1月下旬 ～2月上旬
		上記のいずれにも該当しない、住宅借入金等 特別控除の適用を受けられる方(※2)	直接、共済組合に 申請してください

(※1) 平成18年以前及び平成21年1月～平成22年12月貸付分は、住宅借入金等特別控除の期間終了のため発行対象外です。

(※2) 税務署で住宅借入金等特別控除の対象であることをご確認の上、様式「年末残高等証明書 発行申請書」を提出してください。

●(※2)の様式「年末残高等証明書 発行申請書」はホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) ▶ [福祉事業・貸付事業](#) ▶ [住宅貸付\(一般\)](#) ▶ [貸付後の手続](#)



スマホ用
QRコード

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 貸付・みらい担当(住所は表紙を参照)

〈貸付・みらい担当〉

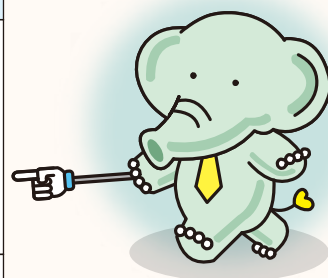
「みらい」新規加入・口数変更・一時積増をされた皆さまへ

今年度も団体積立年金保険「みらい」にたくさんのお申込みをありがとうございました。

募集期間中に各種申込をされた方へ、送付物のご案内です。

下記の送付時期を過ぎても到着しない場合、お手数ですが共済センターにご連絡ください。

対象者	送付物	送付時期	注意事項
新規加入	ご加入のお知らせ	令和2年 11月下旬頃	令和3年1月に 支給される給与から 掛金控除開始
口数変更	なし		
一時積増	<u>払込取扱票</u>	令和3年 <u>1月中旬頃</u>	_____



※ 一時積増の金額変更等をご希望される場合は、共済センターへお問い合わせください。

〈貸付・みらい担当〉

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるときの注意事項

整骨院や接骨院にはよく「各種保険取扱」などの看板が出ていますが、目的によっては健康保険で施術を受けられない場合がありますので、下表をご参照の上、施術を受けられる前に保険の適用範囲をご確認ください。

健康保険が使える場合

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れ等）
- ※ 出血を伴う外傷は除く
- 骨折・脱臼
- ※ 応急処置の場合と医師の同意がある場合に限る

整骨院や接骨院は
けがの原因が明確で、
緊急性があるときに
保険証が使えるんだね



健康保険が使えない場合（全額自己負担）

- 疲労回復目的のマッサージ
- 内因性の筋肉や関節の痛み（リウマチや関節炎等）
- 慢性病や症状改善のない長期施術
- 保険医療機関で同じ負傷等の治療中である
- 医師が治療すべき病気（椎間板ヘルニア等）
- 仕事中や通勤途上での負傷

保険証が使えない場合で
施術を受けていると、
共済組合から組合員へ施術代の
返還を求めることもあるから、
気をつけてね



● 詳細はホームページをご覧ください。

[トップページ](#)

[給付・医療費から探す](#)

[整骨院・接骨院のかかり方](#)



スマホ用
QRコード

〈 給付担当 〉

標準報酬月額等級区分に1等級が追加されます

厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の規定に基づき、令和2年9月1日から、厚生年金及び退職等年金給付の標準報酬月額の等級区分に1等級追加されます。

区分	現在 令和2年8月まで	改定後 令和2年9月から
厚生年金	第1級 88,000円 ～ 第31級 620,000円	第1級 88,000円 ～ 第32級 650,000円
退職等年金	第1級 98,000円 ～ 第30級 620,000円	第1級 98,000円 ～ 第31級 650,000円

令和2年9月から標準報酬月額が厚生年金第32級、退職等年金第31級 650,000円に該当する方（報酬月額が635,000円以上）は、厚生年金保険料及び退職等年金掛金が上がります。

詳しくは給与支給明細書でご確認ください。



〈 標準報酬担当 〉